第7章　第3期障がい児福祉計画

1. 国の基本指針

第3期障がい児福祉計画に係る国の基本指針において、成果目標計画期間が終了する令和8年度末の目標に関する基本的な考え方は以下のように示されています。

※アンダーラインの箇所は、第2期から第3期で変更となった箇所又は新たに設定された項目

(1)障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置(市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。)

②保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(全ての市町村)

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保で差し支えない。)

④医療的ケア児支援センター(各都道府県)の設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置

⑤医療的ケア児支援のための協議の場の設置(各都道府県、各市町村での設置(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。))

2. 成果目標

障がいのあるこどもを健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と密に連携し、こどもの成長に応じた適正な支援が継続できるよう取り組んでいきます。

(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センター(以下「センター」)は、身近な地域における通所支援機能だけでなく、施設の有する機能を活かし、地域の障がいのあるこどもやその家族への相談、障がいのあるこどもを預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、「地域の中核的な療育支援施設」の位置づけとなっています。

センターの設置により、重層的な支援体制の構築及び地域における中核的な支援施設としての効果が期待でき、障がいのあるこどもの支援体制の強化につながります。

本町では町民の必要性や利便性を考慮し、令和8年度(2026年度)末までに町単独で設置することを目指します。設置にあたっては、育ちの支援センター「いっぽ」、母子包括支援センター等といった既存の町内資源との役割分担や機能の統合など、さまざまな方向性を関係機関と協議しながら、具体的な検討を進めていきます。

事　項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援センターの設置	○				○

(2)保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

本町では、令和5年度(2023年度)までに「保育所等訪問支援を利用できる体制」を構築しています。第3期計画においては、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業(巡回支援専門員整備)等を活用しながら、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携・協力し、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指します。

事　項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築			○

(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度(2023年度)までに中部圏域内で11か所の事業所を確保しています。今後もサービス供給体制の維持に努めます。

事 項	確保方法		確保時期		
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		○	確保済み(中部圏域11か所)		

(4)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

本町では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を平成30年度(2018年度)に設置し、医療的ケア児の実態や支援方法について協議及び情報共有しています(北谷町地域自立支援推進協議会こども支援部会)。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも令和4年度(2022年度)末より4名配置し、各関係機関における医療的ケア児等の実情や課題を踏まえた上で、関係分野の支援の調整に取り組んでいきます。

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○		設置済み		

事 項	設置方法			具体的内容
	新規設置	既存組織活用	その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○		こども支援部会を活用

事 項	設置人数	設置時期及び人数		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8	8	9	10

3. 障害児通所支援等の見込量（活動指標）及び確保方策

障害児通所支援等について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度の見込量（活動指標）を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組んでいきます。

①児童発達支援※

障がいのあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

上肢・下肢または体幹の機能に障がいのあるこどもに対し、児童発達支援及び医療の提供を行います。

※令和6年（2024年）4月1日の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」が一元化されるため、児童発達支援に医療型児童発達支援が含まれます。

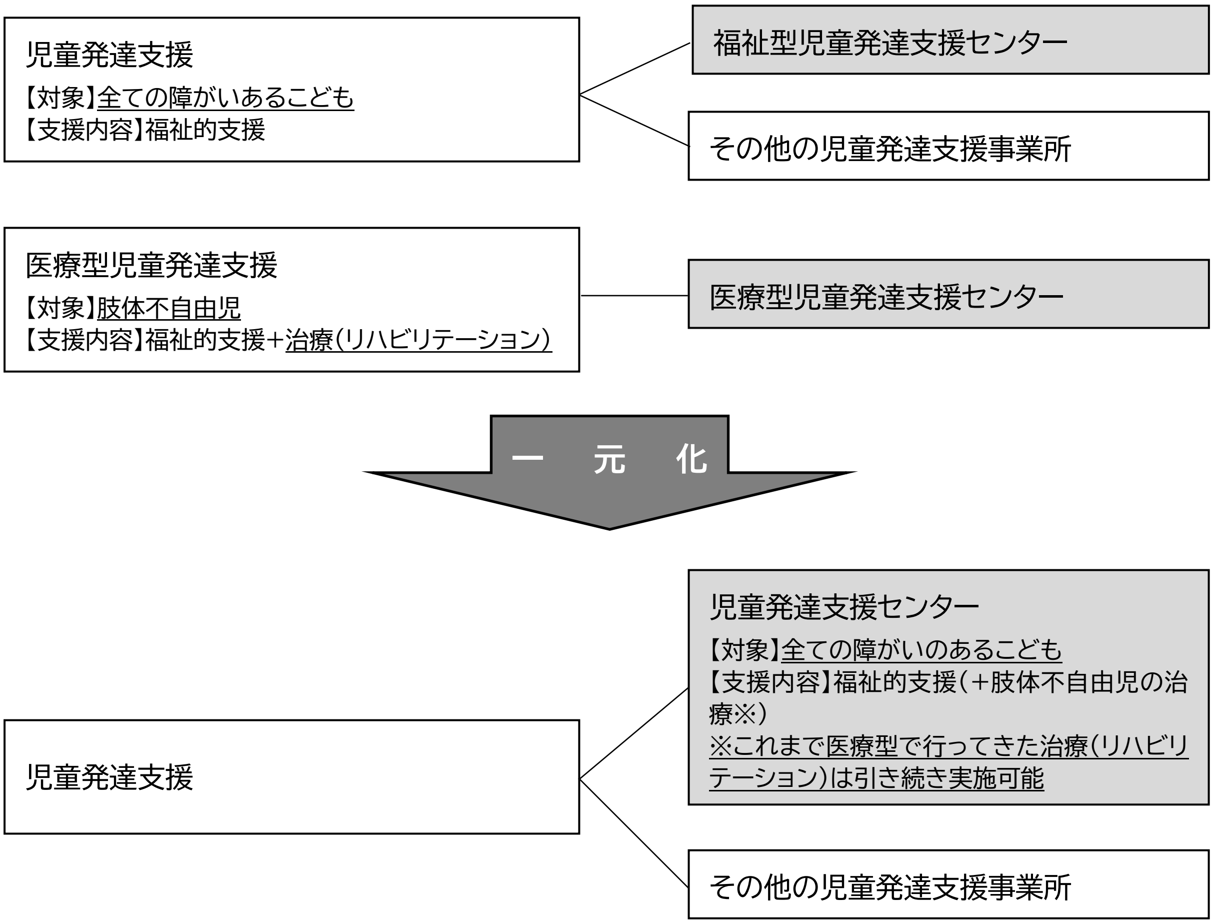

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
利用者数(人/月)	33	33	35	36	37	38
利用量(日/月)	402	408	452	465	478	491

※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)＝31人/月、利用量(日/月)＝431時間/月)

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(0.6人≒1人/月)に基づいて、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、児童発達支援の令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(12.5日≒13日/月)を利用者数の見込みに乗じたものと、医療型児童発達支援の過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用日数(36日/月)乗じたものを、合計した値を見込みます。

利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)には一時的に減少しましたが、令和3年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

②放課後等デイサービス

小・中・高生の障がいのあるこどもに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
利用者数(人/月)	112	135	143	151	159	167
利用量(日/月)	1,556	1,916	2,145	2,265	2,385	2,505

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(7.3人≒8人/月)に基づいて、各年度8人の増加を見込みます。

令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(14.2日≒15日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)には一時的に減少しましたが、令和3年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

③保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がいのあるこどもについて、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画　見込量		
	R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
利用者数（人/月）	8	15	18	21	24	27
利用量（日/月）	20	29	36	42	48	54

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）の平均増加利用者数（2.8人≒3人/月）に基づいて、各年度3人の増加を見込みます。

令和4年度（2022年度）の1人あたり平均利用日数（1.9日≒2日/月）を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

他の障がい児福祉サービスとの併用利用が多いため、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者増加に伴い、増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

④居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのあるこどもに、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画　見込量		
	R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
利用者数（人/月）	0	0	2	2	2	2
利用量（日/月）	0	0	180	200	200	200

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和5年度（2023年度）の見込値を基に見込みます。

利用量は、令和5年度（2023年度）は実績値より見込み、令和6年度（2024年度）以降は令和5年度（2023年度）より微増で見込みます。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤障害児相談支援

障がいのあるこどもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画　見込量		
	R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
利用者数（人/月）	62	51	53	56	59	62

〔サービス見込の考え方〕

第4期及び第5期計画の実績を基に、各年度3人の増加を見込みます。

各種サービスの利用者数の増加が見込まれることから、令和3年度（2021年度）実績を指標として増加で算出しています。

利用者への適切なサービス提供を行うために、自立支援協議会や相談支援事業所事務連絡会などを活用し、相談支援事業所との連携強化を図ります。

〈その他〉障がいのあるこどもの子ども・子育て支援の提供体制の整備に係る見込量

■障害児福祉計画に係る障がいのあるこどもの子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事項	R4年度末の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）		
		R6年度	R7年度	R8年度
保育所	37	40	42	44
認定こども園	0	0	1	1
放課後児童健全育成事業	11	11	11	11
幼稚園	26	28	28	28